

# ヨーネ病への対策

**ヨーネ病**は、ヨーネ菌の感染で起こる牛などの反芻動物の細菌感染症で、慢性の水溶性下痢や泌乳量の低下、削瘦などにより生産性が著しく低下します。牛では、感染から発症までに数か月から数年間の潜伏期間があるため、感染牛の早期発見や発生農場でのまん延防止対策が非常に困難です。有効なワクチンや治療法がないことから、定期的な検査による感染牛の摘発・とう汰により清浄化を進めています。

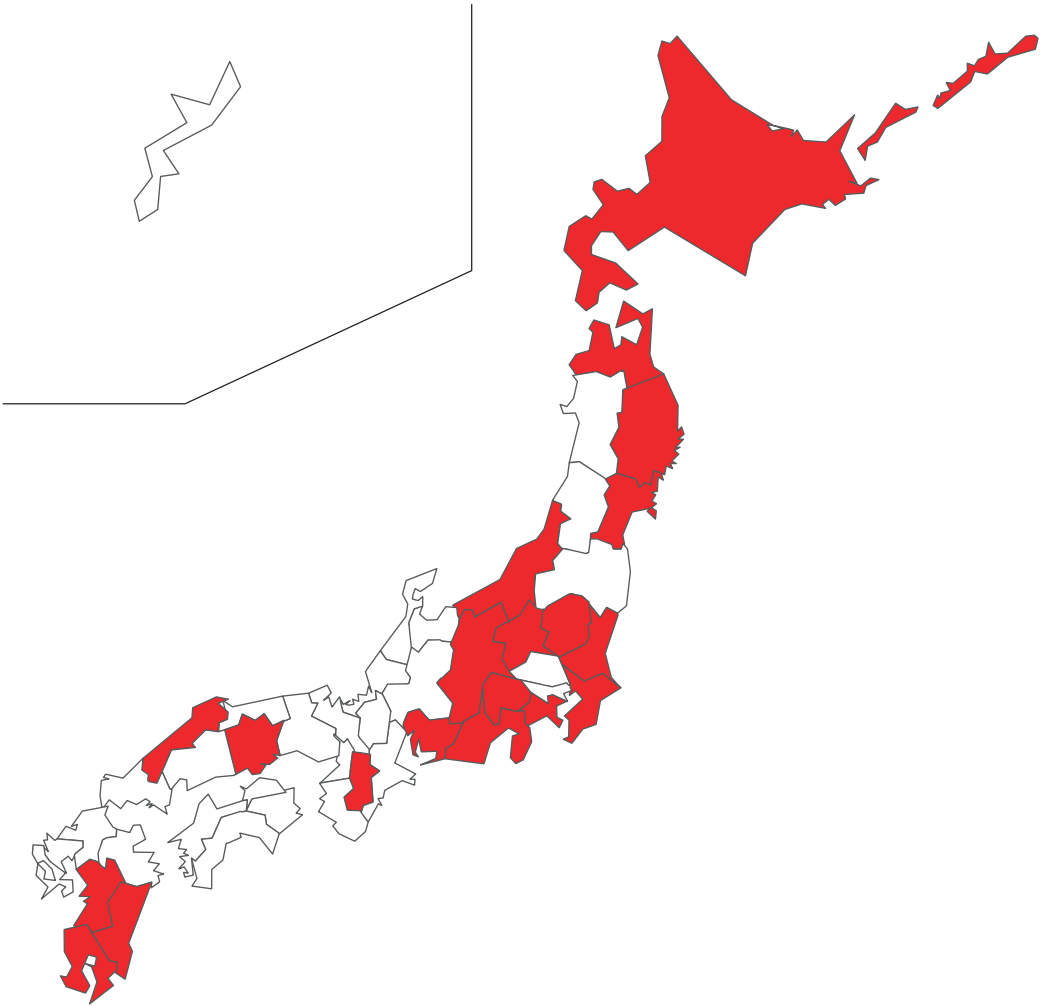
## サーベイランス実施状況

ヨーネ病は、1971年に家畜伝染病予防法の家畜伝染病に指定されました。指定された当時は、輸入牛による散発的な発生でしたが、1980年代以降は国産牛での発生が増加し、1986年には年間の摘発頭数が100頭を超え、1997年には500頭を超えました。家畜伝染病予防法に基づく全国的なサーベイランスと感染牛のとう汰が導入された1998年以降も、毎年、数百～数千頭程度の牛が感染牛と診断され殺処分されています（図表特2-1）。2023年には20道県において1,060頭がヨーネ病の感染牛として摘発されました（図表特2-2）。

図表特2-1 ヨーネ病の発生状況



図表特2-2 2023年のヨーネ病の発生状況  
発生道県を赤色で示す



国内での防疫対策

ヨーネ病には、有効な治療法や国内で利用可能なワクチンがないこと、また、感染牛の糞便中のヨーネ菌で感染拡大することから、我が国では定期的な検査による感染牛の摘発・とう汰による清浄化を進めてきました。しかし、発生頭数の増加に歯止めがかからないことから、発生の予防と早期発見、まん延防止を図るための総合的な対策を推進するため、2006年に「牛のヨーネ病防疫対策要領」（以下「防疫対策要領」という。）を制定しました。

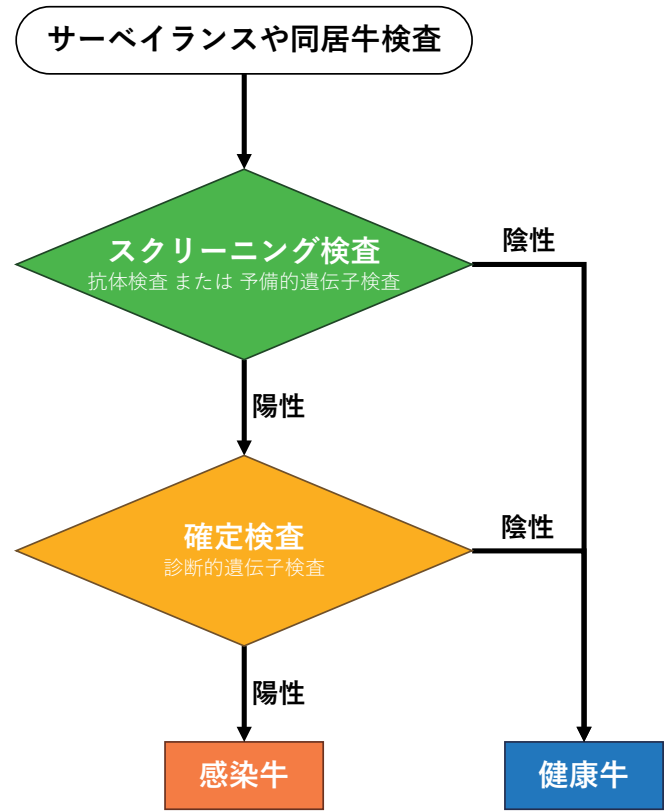
防疫対策要領では、従来の定期検査による摘発・とう汰に加えて、感染していない牛を導入するための検査の推奨や適切な飼養衛生管理の普及・啓発、発生農場における防疫措置の強化、検査結果などから感染が疑われる牛の自主とう汰の推進などの清浄化対策が強化されました。

発生予防対策

ヨーネ病は、感染牛の糞便中に排泄されるヨーネ菌を経口摂取することで感染するため、感染牛を農場に導入しないことが重要です。そのため、防疫対策要領では、農場への牛の導入にあたっては、出荷農場がヨーネ病の発生農場でないことを確認すること、また、やむを得ず発生農場から導入する場合には、導入牛が検査で陰性であることを確認すること等を推奨しています。

また、ヨーネ病に対する感受性は子牛で高いことが知られていることから、分娩房を清潔に保つことや子牛を成牛群と分けて飼養すること、子牛への初乳給与に際しては、ヨーネ病にかかっている恐れのない牛の初乳や代用初乳を摂取させること等を推奨しています。

図表特2-3 ヨーネ病検査の流れ



早期摘発のための対策

我が国では、ヨーネ病の早期摘発を目的として、家畜伝染病予防法第5条に基づく繁殖牛を対象とした定期検査な検査（こうした検査は一般的に「サーベイランス」と呼ばれます。）を実施しています。ヨーネ病の検査では、まずスクリーニング検査（一次検査）として、血液検体を用いたエライザ法による抗体検査または糞便検体を用いたPCR法による予備的遺伝子検査を行い、スクリーニング検査が陽性の牛を対象に、確定検査として糞便検体を用いたPCR法による診断的遺伝子検査を実施します（図表特2-3）。

飼養衛生管理の向上と発生への備え

サーベイランスなどで感染牛が摘発された農場では、その患畜の殺処分と農場内の消毒に加えて、同居牛の検査が行われます。同居牛検査は、発生直後に実施する検査に加えて、3年間で少なくとも5回実施され、これらの検査で新たな感染牛が確認されなかった場合には清浄農場に復帰できます。途中で新たな感染牛が確認された場合は、最初の検査から改めて実施します。ヨーネ病は数年に及ぶ長い潜伏期間を持つため、このように数年にわたって繰り返し検査を実施することで、発生農場の感染牛を効率的に発見することが期待されます。

